

別紙2 「診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ(遺族用)」

奈良県後期高齢者医療広域連合では、診療報酬明細書等の開示の依頼があった場合、個人のプライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで、開示しているところです。

診療報酬明細書等の開示依頼をされる方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧ください、必要書類等をご持参のうえ、手続されるようお願いいたします。

1 開示の依頼ができる方(次のいずれかに該当する方)

(1) 被保険者が死亡している場合にあつて、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者(以下「遺族」という。)

(2) 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人

2 開示の依頼に当たって必要な書類等

開示の依頼をされる方本人が直接、次の書類等をご持参のうえ、手続してください。

(1) 診療報酬明細書等の開示依頼書(保険医療機関ごとに1の請求とします。)

(2) 開示を依頼する方の本人確認ができる書類(詳細は裏面のとおりに)

3 開示を依頼される方の本人確認

開示の依頼ができるのは、上記1の該当者本人に限っており、また、手続等に当たって、開示を依頼される方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めています。これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該保険医療機関等に被保険者の生前の意思・名誉等に関し支障が無いかどうか等を確認します。

従つて、当該保険医療機関等から開示に支障がある旨の意見があつた診療報酬明細書等は、開示できませんので、ご理解をお願いします。

また、診療報酬明細書等が医師の個人情報である場合において、開示についての事前の同意が得られない場合にも開示できませんので、ご理解をお願いします。

5 診療内容に関する照会

診療内容についての照会に対しては、お答えできませんので、ご了承ください。

6 開示の事務処理

開示依頼書を受理した日から開示までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため、約1か月程度要しますので、ご了承ください。

7 その他

(1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために一定の基準に従つて記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものでないことをご理解願います。

(2) 開示の依頼があつた診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認できない場合は、ご依頼にお応えできないことをご理解ください。(なお、不開示の旨の連絡をします。)

(裏面)

本人確認に必要な書類

ア：次のいずれか1点

運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真付）、外国人登録証明書その他写真のある許可証・免許証等（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、運行管理者技能検査合格証明書、古物行商許可証、無線従事者免許証ほか）
官公庁の職員であることを証明する書類（写真付身分証明書）

イ：次のうちいずれか2点（ただし、a + a 又は a + b）

- a・・・後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、共済組合員証、年金証書（手帳）、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（写真無し）、開示依頼書に押印した印の印鑑登録証明書
- b・・・会社の社員証（写真付）、学生証（写真付）

■開示の依頼をされる方が・・・遺族（父母、配偶者又は子）の場合

1. アのいずれか1点又はイのうちいずれか2点
2. 上記1.のほか、遺族であることが確認できる書類（必要により、死亡診断書等、死亡の事実を確認する書類） 戸籍謄本又は住民票

■開示の依頼をされる方が・・・遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における 法定代理人の場合

上記1. 2. の書類のほか、遺族が未成年者又は成年被後見人であること、及び開示を依頼する法定代理人が親権者又は後見人であることを確認できる次のいずれかの書類

- イ. 戸籍謄本（抄本） ロ. 住民票 ハ. 家庭裁判所の証明書
- ニ. 登記事項証明書 ホ. その他法定代理人関係を確認し得る書類